

造林事業請負契約書(案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所

2 事業期間

自 契約締結日の翌日から
至 令和 9 年 2 月 26 日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○×	部分払	月1回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。
なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所
氏名

印

請負者 住所
氏名

印

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとす。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務 所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業 仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
常元	30 い	保育間伐	トドマツ	36.97	1,435	伐採・搬出等				
常元	30 ち	保育間伐	トドマツ	37.78	1,190	伐採・搬出等				
常元	30 り	保育間伐	トドマツ	30.71	920	伐採・搬出等				
常元	30 め	保育間伐	トドマツ	9.78	470	伐採・搬出等				
常元	30 る	保育間伐	トドマツ	14.82	355	伐採・搬出等				
旭	42 ろ	保育間伐	トドマツ	1.56	140	伐採・搬出等				
旭	42 は	保育間伐	トドマツ	1.50	105	伐採・搬出等				
旭	43 ろ	保育間伐	トドマツ	12.10	860	伐採・搬出等				
旭	43 ね	保育間伐	アカエゾマツ	0.50	30	伐採・搬出等				
旭	43 な	保育間伐	トドマツ	0.92	50	伐採・搬出等				
旭	43 う	保育間伐	天然トドマツ	1.77	45	伐採・搬出等				
		保育間伐	計	146.64	5,555					
		天然受光	計	1.77	45					
			合計	148.41	5,600					

注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位: 本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位: m³)を記載

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採 面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
家の沢	保育活用	30	い			36.97	2,101	2,042.82			2,101	2,042.82	0.97		0.97	55	70.2		1,435		1,435			
常元	保育活用	30	ち			37.78	2,601	1,716.96			2,601	1,716.96	0.66		0.66	45	69.3		1,190		1,190			
常元	保育活用	30	り			30.71	1,935	1,332.82			1,935	1,332.82	0.69		0.69	43	69.0		920		920			
家の沢	保育活用	30	ぬ			9.78	633	681.99			633	681.99	1.08		1.08	70	68.9		470		470			
家の沢	保育活用	30	る			14.82	903	513.00	35	5.81	938	518.81	0.57	0.17	0.55	35	69.2		355		355			
旭	保育活用	42	ろ			1.56	317	199.64			317	199.64	0.63		0.63	128	70.1		140		140			
旭	保育活用	42	は			1.50	242	150.26			242	150.26	0.62		0.62	100	69.9		105		105			
旭	保育活用	43	ろ			12.10	1,561	1,233.89			1,561	1,233.89	0.79		0.79	102	69.7		860		860			
旭	保育活用	43	ね			0.50	68	26.88	18	11.56	86	38.44	0.40	0.64	0.45	77	74.4	86.5	20	10	30			
旭	保育活用	43	な			0.92	67	74.67			67	74.67	1.11		1.11	81	67.0		50		50			
旭	天然受光	43	う			1.77	275	63.65	35	1.99	310	65.64	0.23	0.06	0.21	37	70.7		45		45			
合計						148.41	10,703	8,036.58	88	19.36	10,791	8,055.94	0.75	0.22	0.75	54	69.6	51.7	5,590	10	5,600			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材 m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計		
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
經常																			
天然受光	1.77	275	63.65	35	1.99	310	65.64	0.23	0.06	0.21	37	70.7		45		45			
育成受光																			
誘導伐																			
保育活用	146.64	10,428	7,972.93	53	17.37	10,481	7,990.30	0.76	0.33	0.76	54	69.5	57.6	5,545	10	5,555			
保護伐																			
合計	148.41	10,703	8,036.58	88	19.36	10,791	8,055.94	0.75	0.22	0.75	54	69.6	51.7	5,590	10	5,600			

特記仕様書

8年度網走中部署【常元・旭地区】保全整備（保育間伐等）第1号について、下記の事項を定める。

記

1 伐採について

- (1) 当該事業の列状間伐作業地においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
- (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- (3) 虫害・材の劣化防止のため、伐採後は速やかに土場へ搬出巻立てすること。
- (4) 伐採区域を十分確認したうえで、伐採に着手すること。

2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地は全て保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中である為、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

3 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、別途、採材寸法及び検知方法、伐採時期について指示する。

4 土場と林道・既設道等を結ぶ森林作業道の作設

設計図書（位置図）に示している、土場と林道又は既設道を結ぶ森林作業道を作設する場合は、次の各項については森林作業道作設仕様書によらず、次に定める仕様により作設するものとする。

- ① 縦断勾配：原則 9%以下（地形の状況等によりやむを得ない場合 14%以下）
- ② 敷砂利：敷幅は 3m の範囲内、敷厚は 10cm または 20cm、切込砕石 80mm 級とする。
なお、敷砂利を行う際は、事前に監督職員の品質確認を受けてから行うこと。
また、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を（部分）完了検査時に提出すること。
※納品書等とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

5 既設道の維持修繕・除雪に関する事項

(1) 既設道の維持修繕

設計図書に示している、既設道については、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。

(2) 既設道への敷砂利

設計図書（位置図）に示している、土場線、既設道修繕箇所等については、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

- ① 敷幅：3m の範囲内
- ② 敷厚：10cm または 20cm

③ 切込碎石：80mm 級

なお、敷砂利を行う際は、事前に監督職員の品質確認を受けてから行うこと。

また、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を（部分）完了検査時に提出すること。

※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

(3) 除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

6 素材輸送

当該事業地から出材される素材については、すべて設計図書に示す土場に輸送すること。

7 冬期間の道道利用

当該事業地（30林班）までの道道88号本別留辺薬線は冬期間通行止めとなるため、オホーツク総合振興局網走建設管理部網走建設管理部北見出張所への道道の利用申請を行いその指示に従うこと。

8 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

9 ナラ枯れ被害拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）
第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面 等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の 現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	(ある場合)不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱 (裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導 しましたか	<input type="checkbox"/>			
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と 同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に**監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

2 留意事項

(1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する

*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

*被害木を伐採後に、林内に集積しておくこと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることを懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

(2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない

＊ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行うことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

＊未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとかシナガを誘引し、被害拡大につながる懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。

＊林外に搬出した材にかシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

(3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

＊カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

＊被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達して下さい。

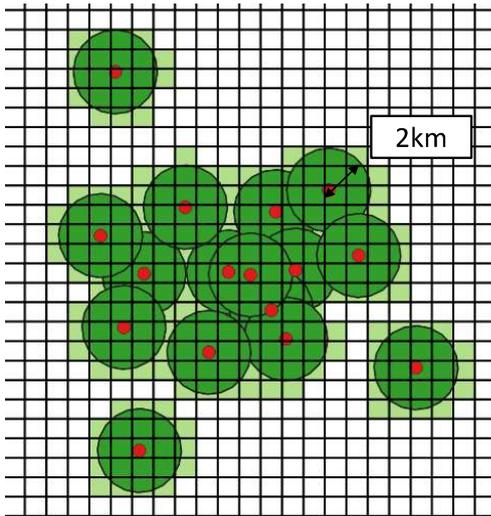
⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力をお願いします。

<参考>

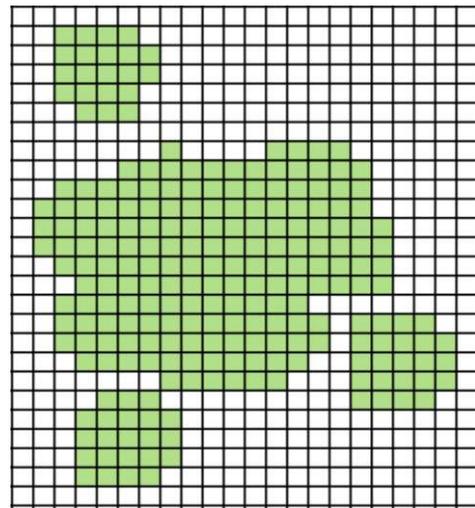
1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。
(脱出時期(6~9月)の伐採・搬出には要注意。
被害木の確認された周囲(半径1~2km)での被害には要注意)
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある(被害木でなくても同様)
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



【被害木及び被害木周辺】



【被害地域】

<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域(半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ)
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握

(2) 被害地域の図示

円及び被害木を消した図を作成・公開

2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木(枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木)

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された「被害木から半径2kmの円と一部でも重なるメッシュの範囲」。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査の結果を踏まえて変更する。

*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの(総合)振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年 月 日

(受け入れ先) 様
(受け入れ先住所)
(木材集積場所の住所)
(受け入れ先電話番号)

(販売者住所)
(販売者氏名)
(販売者連絡先電話番号)

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

記

1 ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径2 kmの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください(特に8月～9月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください)。

2 ナラ枯れ被害対応

(1)本木材からカシナノナガキクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるため、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

(2)集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物(フラス)が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

【注意】

- 販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。
< F A X : 011-232-1297 メール : suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp >
- また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置(市町村や林小班など)がわかる情報の提供にも協力してください。
* 伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくこと、連絡後の確認が容易です。
例：合法性証明として活用できる書類(「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林管理署等と交わした売買契約書」など)の写しを通知と併せて保管
- 販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
 - 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
 - 「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
 - 「ナラ枯れ周知用パンフレット(ナラ枯れかも!! 情報提供にご協力ください)」を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください
(北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます)
- 「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所(荷下ろしを行う工場土場等)を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。

月別生産計画

事業名 8年度網走中部署【常元・旭地区】保全整備（保育間伐等）第1号

事業期間 自 契約締結日の翌日 令和9年2月26日

事業場所 30林班い小班外

契約数量 5,600 m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量				600	600	600	700	800	800	800	700		5,600
事業地			常元・旭										